
重点3 水環境の保全等の推進

3-1 水資源の保護活用

1 水政策基本方針の策定(森林環境総務課)

(1)基本方針策定の背景

「21世紀は水の時代」と言われています。水は私たちの暮らしや産業はもとより、あらゆる生命の維持に欠かせないものであり、この限りある貴重な水資源をできる限り自然な姿のまま、次の世代に伝え残していかなければなりません。

しかし、都市への人口の集中や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化、地球温暖化など地球規模での気候の変化などを背景として、森林や農地の荒廃による水源かん養機能の低下が懸念されるなど、自然の水循環系に対しても大きな影響が及ぼされ、水質汚濁や生態系への影響など様々な水問題が表面化してきています。

こうした中、おいしい水やきれいな空気を創ることは、本県のような緑豊かな自然環境に恵まれた森林県の役割であり、上流地域、水源地域としての存在意義や価値を認識したうえで、その役割を果たしていく必要があります。

このため、本県の貴重な資源である水を将来にわたって創り、守り、活かしていくとともに、豊かな水資源を活かした地域振興を図っていくための総合的な指針として、平成17年3月に「水政策基本方針」を策定しました。

(2)基本方針の概要

目標と取り組み

森林県、水源県として水に関して高いポテンシャルを有する本県の水政策展開の目標を「森の国・水の国やまなし」の確立」としました。これは県民共有の財産・資源である豊かで美しい森林と水を次世代に伝え残すため、長期的な視点に立った取り組みを継続して行うことにより、森と水の恩恵を現在も将来も持続的に享受できる社会を意味しています。この目標を実現するために、「創る」「活かす」「担う」「守る」「治める」の5つの基本方針に基づき、様々な分野における水政策を進めています。

基本方針

基本方針1 水を創る～豊かな水の創造と健全な水循環の確保～

近年、平常時の河川流量の減少や各種排水による水質汚濁等の問題が顕在化しており、流域全体

を視野に入れた水循環系の健全化への対応が求められています。

このため、森林や農地の水源かん養機能の保全と強化、河川流量の確保、地下水の保全と適正利用など、豊かな水の創造と健全な水循環の確保に取り組んでいます。

基本方針2 水を活かす～水を活かした産業の新たな展開～

水は農産物や地場産品などの生産に貢献し、地域経済を潤してきましたが、今後においても、水を活かした産業の新たな展開が期待されています。

このため、山梨の「水」のブランド化と販路の拡大、地域の水環境の観光資源への活用などに取り組んでいます。

基本方針3 水を担う～流域の視点による地域間交流・協働の促進～

健全な水循環を確保するためには、流域を単位とする視点が必要であり、上流県、水源県として、きれいな水を安定的に下流域に届けるという責任を果たすとともに、こうした恩恵を受けている下流域と連携しながら、水環境の保全に努める必要があります。

このため、行政区域を越えた流域内の行政機関、住民、NPOなどの団体、事業者などによる水を巡る連携と相互理解の促進、流域内での地産地消による経済交流などに取り組んでいます。

基本方針4 水を守る～清らかで安全な水の確保と親しめる水辺の創造～

将来的な水質に対する不安が高まるとともに、安全でおいしい水に対するニーズが高まっています。

また、身近な水辺環境の減少などにより、水を大事に使い、循環させる意識が希薄になることが懸念されており、人と水との関わりを取りもどすことが必要です。

このため、安全でおいしい水の確保と安定供給に努めるとともに、子どもたちが水で遊び、多様な動植物、水生生物が生息・生育することができる、清らかで豊かな水の流れの確保や、水を大事に使い循環させるという意識の醸成に取り組んでいます。

基本方針5 水を治める～自然と調和した治水利水の推進～

古くから水害に悩まされてきた本県では、ダムや堤防などの整備により、水害に強い地域づくりを進め、地域住民の安全や利便を確保してきました。一方では従来の河川整備では、生態系にも影響を与え、人々を水辺から遠ざけるなど河川環境に変化をもたらしてきました。

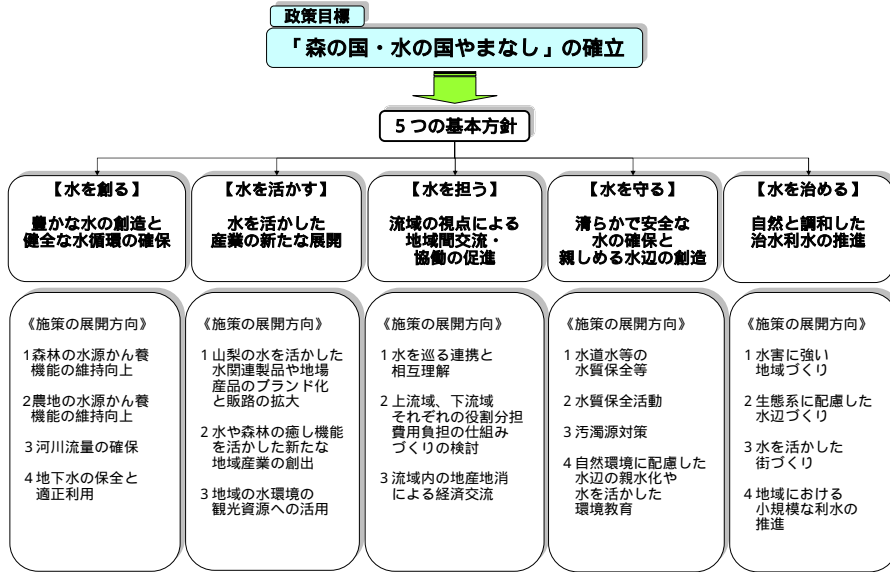
このため、災害から貴重な生命・財産を守るための治水対策・土砂災害対策とともに、生態系や景観など自然環境に配慮した水辺づくりや、水を活かした街づくりなどに取り組んでいます。

基本方針の推進体制

水に関する情報提供や、水環境保全活動への支援等を通じて、住民、事業者、団体関係者、学識経験者など様々な主体の積極的な参加と連携を図ると共に、住民の意向を最も身近なところで把握している市町村と連携、協力して施策を推進しています。

また、総合的な施策効果を発揮するため、利水、治水、環境、水道、下水道など流域の水循環系のなかで相互に関連している庁内各部局間において随時、施策の調整、評価、見直しを行っています。

山梨県水政策基本方針の施策体系



(3)全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会「名水サミット in 北杜」の開催

名水の保全活動に取り組んでいる全国の市町村（環境省の「名水100選」選定地）が一堂に交じ、水環境の保全、活用などについて議論すると共に、その保護の推進と水質保全意識の高揚を呼びかけることを目的として、北杜市で開催しました。

- ・主催：全国水環境保全市町村連絡協議会、北杜市
- ・共催：環境省、山梨県、(財)日本の水をきれいにする会

日時・会場

- ・日時：平成19年10月6日(土)

午後1時30分～午後5時15分 [大会・シンポジウム]

- ・会場：八ヶ岳ロイヤルホテル

内容

全国大会

県内外からの約500名の参加のもと、第21回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会を開催し、次の「大会宣言」を採択しました。

大会宣言

- 水環境の保全は地球規模の課題であり、一人ひとりが今、何をすべきか、それぞれの責務と役割分担を明確にし、積極的に活動することで、水と共生した地域づくりや地球づくりに貢献する。
- 名水を有する地域であることに誇りを持ち、水は共有資源であることを自覚し、「水をみんなで守り、水をみんなで活用する」名水100選に相応しい取り組みを実践する。
- 次代の子どもたちに安心できる水環境を引き継げるよう、大会参加者が中心となって、啓発活動やネットワークづくりを推進する。

シンポジウム

基調講演

- ・講師 柳生 博 氏



・演題 「森と暮らす、森に学ぶ」

パネルディスカッション

・パネリスト

岸 ユキ 氏(女優)

船木 上次 氏(山梨経済同友会幹事)

坂本 昭 氏(山梨県地球温暖化防止推進センター長)

望月 達也 氏(環境省水環境課長)

・コーディネーター

松田 輝雄 氏(キャスター)

・内容

大会テーマである「水からのメッセージ～引き継ごう子どもたちの未来へ～」を具現化していくために必要な取り組みについて、地域の誇りとしての水環境の位置づけ、水を通した地球温暖化対策、水の惑星地球というグローバルな発想、農林業の役割の再認識など、さまざまな視点から意見交換を行いました。



パネルディスカッション

2 水土保持林の整備(森林整備課)

森林の有する多面的機能を重視すべき機能に応じて区分した「水土保持林」について、水源かん養等の機能が持続的に発揮されるよう、森林整備を実施しています。

3 水源地域緊急整備(治山林道課)

近年、洪水・渇水被害や集中豪雨による山地災害などが頻発していることから、良質な水の安定的な供給や土砂流出の抑制に対する県民の要請が高まっており、水源地域の森林においては水源かん養機能の低下した荒廃森林の整備が緊急の課題となっています。このため、ダム上流域等の水資源の確保上重要な水源域において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施し、水資源の確保と県土の保全を図っています。

箇所数	事業費(千円)	備 考
73	549,965	治山ダム、山腹工、森林整備等

平成 19 年度水源地域緊急整備事業実績

4 水需給の動態調査(企画課)

(1)調査目的

国は平成 11 年 6 月に策定した「新しい全国総合水資源計画」(ウォータープラン 21)のフォローアップ及び新たな長期計画の策定等に資するための基礎資料集積を目的として、毎年、全国水需給動態調査を実施しており、県は国からの委託を受け、地域の水需給の現状と動向を調査しています。

(2)調査内容

本調査は、毎年同様の項目を継続的に調査してその推移を把握する「水需給動向調査」と、年度ごとに設定した特定の項目について把握する「課題調査」から構成されています。

水需給動向調査は、都道府県のブロック別水道用水需要量、工業用水道需要量、その他用水需要量などの調査を毎年継続的に行っています。課題調査については、平成 19 年度は「長期水需給計画の策定に関わる調査」「水道、工業用水道における水資源の課題調査」を行いました。

3-2 水辺環境の整備

1 魚の住める豊かな川づくり事業(花き農水産課)

河川湖沼の水質汚濁等による水生生物への悪影響を防止軽減するため、利用者へのマナーやルールの普及啓発等を行うことにより、良好な水辺環境の保全と内水面漁業の健全な発展を図っています。

2 水辺環境の整備(治水課・砂防課)

(1)河川

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が、期待されるようになってきています。

このため、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、桜などを植樹した堤防、散策路の設置など、水とふれあい周辺の環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」に取り組んでいます。また、PI 手法¹を取り入れた都留市の鹿留川、市街地を流下する河川の自然再生を目的とした甲府市の相川、子供たちの総合学習の場としても利用が期待される笛吹市の渋川等地域の意見を多く取り入れた河川空間の整備を進めています。

(2)砂防

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、自然豊かな溪流において工事を行うため、自然環境の改変につながらないように留意しなければなりません。

本県は景観に優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境にも恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められています。同時に、快適な水辺環境作りとして、景観や親水性の向上、周辺環境(動物、魚類、植生、人、生活)に配慮した溪流空間の整備が望まれています。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、生活関連土木施設整備事業等により、魚がのぼりやすい魚道の整備、堆砂敷の河畔林の活用、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した砂防学習施設の整備など、“自然と共生できる砂防”をテーマに事業を推進していきます。

¹ パブリックインボルブメント手法。計画づくりの初期の段階から、関係する市民等(市民、企業、道路利用者など)に情報を提供したうえで、広く意見を聴き、それらを計画づくりに反映していく市民参画手法をいう。